資料　１

**「差別と思われる事例」の募集結果について**

１　募集の概要

(1) 募集の趣旨

大阪府では、障がいを理由とする差別についての理解を深め、差別を未然に防止するためガイドラインの策定を検討している。これと併せて、障がい以外を理由とする差別の解消を推進するためのガイドラインについても検討することとし、そのための基礎資料とするため「差別と思われる事例」を募集した。

(2) 募集期間

平成２６年９月１２日～平成２６年１０月３１日

(3) 募集の方法

大阪府ホームページにより、応募者が差別と思われた事例を一般公募

２　募集結果

(1) 寄せられた事例の件数　　　　８０２件（府外の事例も含む）

(2) 各行為類型の人権課題別等の内訳

①事業者等に関する事例：　９７件

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 《人権課題別内訳》 | |  | 《分野別内訳》 | |
| 女　　性 | ５件 |  | 商品・サービス | １３件 |
| 同和問題 | ３８件 |  | 公共交通機関 | １件 |
| 外 国 人 | ２３件 |  | 住　　宅 | ７件 |
| 疾　　病 | １５件 |  | 医　　療 | ２件 |
| セクシャル・マイノリティ | ３件 |  | 教　　育 | ８件 |
| ホームレス | １件 |  | 雇　　用 | ４５件 |
| 刑を終えた人 | ３件 |  | そ の 他 | ２１件 |
| そ の 他 | ９件 |  |  |  |

　※　事業者等に関する事例の概要は別紙のとおり

②－１差別表現等の事例：４８３件

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 《人権課題別内訳》 | | （行為類型） | |
| 女性 | ７件 | 発言 | ７件 |
| 同和問題 | ３６７件 | 発言  投書等  問合せ  文書等  ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ上の書込み  落書き | ２２５件  ２１件  ２９件  ２１件  １７件  ５４件 |
| 外 国 人 | ４４件 | 発言  文書等  ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ上の書込み  落書き | ３５件  ４件  ２件  ３件 |
| 疾　　病 | １２件 | 発言 | １２件 |
| セクシャル・マイノリティ | ２１件 | 発言 | ２１件 |
| 刑を終えた人 | ３件 | 発言 | ３件 |
| そ の 他 | ２９件 | 発言  文書等  ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ上の書込み  落書き  その他 | １９件  １件  ３件  ４件  ２件 |

②－２婚姻に関する事例：９３件

|  |  |
| --- | --- |
| 《人権課題別内訳》 | |
| 同和問題 | ８４件 |
| 外 国 人 | ４件 |
| 疾　　病 | ３件 |
| そ の 他 | ２件 |

　　②－３その他の事例：１２９件

|  |  |
| --- | --- |
| 《人権課題別内訳》 | |
| 女　　性 | ３件 |
| 高 齢 者 | １件 |
| 同和問題 | ５５件 |
| 外 国 人 | ２５件 |
| 疾　　病 | ９件 |
| セクシャル･マイノリティ | １１件 |
| ホームレス | ２件 |
| そ の 他 | ２３件 |

別　紙

■事業者等に関する事例の概要

１　女性に関するもの

|  |  |
| --- | --- |
| 番号 | 事　　　例　　　の　　　内　　　容 |
| 1 | 行政など管理職に女性が少ない。それを女性がやる気がないとか、女性のせいにする。環境整備もせず、介護などは女性にさせる。 |
| 2 | 女性が妊娠した事を理由に職場を退職するようにおいこまれた。荷物を持たせないという事からはじまり、最後には退職をうながされた。内容はすべて「おなかの子に何かあったら大変」という事だったが、結局やめるしかなく、つらかった。 |
| 3 | 会議や集会で接待の担当は、必ず女性である。 |
| 4 | 相撲の大阪場所の時に大阪知事杯を渡すはずが、当時の知事が女性知事だったため土俵にあがれないという事態になった。そこで相撲協会に抗議に行くと「日本の伝統文化なので」と言われた。 |
| 5 | 企業訪問した時、その場にいる男性社員ではなく、わざわざ他の部署の女性社員にお茶を入れさせていた。なぜかと聞くと「女性がいれた方がおいしいから」と言われた。 |

２　同和問題に関するもの

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 事　　　例　　　の　　　内　　　容 | |
| 6 | ○○社の通販で商品の注文で電話をかけたら、住所を聞いて断られた。 | |
| 7 | 就職面接で「親の出身や職業は」という質問を受けた。 | |
| 8 | ○○社のバス運転士の採用試験に挑戦しましたが、ここも見事に身元調査で不採用でした。二回採用試験に挑戦したが同じでした。三回目の時も当たって砕けよでした。 | |
| 9 | 特別養護老人ホームでの就労面接での人権侵害事象。面接官から、どこに住んでいるか、親のことまで聞かれる、「何故、履歴書に事細かく色々なことを書いていないのか?」とか「同和のことについてどう思う」とか、聞かれ、本人は、「よくわかりません」と答え、面接官から、「身元調査すればすべてわかる!」「市会議員の知り合いはいっぱいいる、すぐわかる」等のことを言われる。 | |
| 10 | 就職の時履歴書を見て本籍を見て断られたのか住所を見て断られたのか判りませんが嫌な思いをしました。 | |
| 11 | 1982年頃　高校３年時の就職活動の中、製菓会社を受けることになりました。１日目は筆記試験、２日目は面接。筆記試験はほぼ書き込むことが出来、それなりに点数がとれたと自覚がありました。そして面接も、入っていた解放研にふれられた時はドキッとしましたが、最後に面接官に、「世の中には、まだまだ色んな差別がありますが、是非がんばって下さい。」と言われ、私はとてもうれしく思いました。　しかし結果は「不合格」。担当の先生も不思議に思い、会社に確認に行ってくれました。筆記テストの公開をお願いしたところ、私より点数の低い人が合格しており、なぜかと質問したところ、「テストの点数は良かったが、面接で暗かった」と言われたそうです。先生は本当に申し訳なさそうに、「人の受けとめ方もあるし、これ以上は、突っ込めなかった」とあやまってくれました。 | |
| 12 | 後で考えてみると、最後まで仕事が決まらなかったのは、私のような同和地区の人と朝鮮の人でした。なんで採ってもらわれへんのかわかりませんでした。ただ「自分より成績悪いのに、あの子はなんで就職できたんやろ」と思うこともありました。 | |
| 13 | 大阪府内の○○会社の就職面接で、課外活動で「部落研に入っています」と答え、作文にも書いた。応対した総務部長は「ああ、そうですか」と聞き流す風だったが、質問はその点に集中した。　また日常生活に支障はないが、聴力が少し弱い。それを知りながら部長は「おとなしいですね」と何度も繰り返した。　不採用の理由は「神経性難聴と部落研究会活動のため」だった。 | |
| 14 | ○○会社が、社員採用の手引き書の中で同和地区出身者を著しく差別している、として東京都から是正勧告を受けていたことが発覚。 | |
| 15 | 高校1年の自転車通学で友達と帰宅時、警察官に止められ自転車の検問を受けた。その時、二人とも自転車の鍵をつぶしており、尋問をされた。住所を聞かれ、私は同和地区の住所、友達は一般の住所を答えると、警官は友達に「帰っていい」「君は話を聞かせてくれ」としつこく調べられた。今、思い返すと、一人にされ不安がいっぱいで気付きませんでしたが、住所によって部落差別を警官から受けたのではと、歯がゆく思います。 | |
| 16 | | 2013年10月初旬頃午後3時過ぎ頃の出来事。姪と○○区○○商店街に買い物に行った帰りの出来事。買い物が終わり○○からタクシーに乗り○○まで行ってくださいと運転手に伝える。（70歳前後・個人タクシー）○○公園近くにさしかかると突然運転手側から、「このへんややこしおますやろ！」と言われた、Aさんは「何がややこしの？」と言い返すと「あのへん狭い路地が多いねんやろ！」と運転手が答えた。Aさんが「狭い路地なんかないで」と言い返し、「なんでそんなことをいうんや」とといつめると、運転手が○○公園前の○○前で突然車を止め、一言「もう降りておくんなはれ！」と言ったのでビックリしたとのこと。 |
| 17 | | 住宅をさがしている時、広告のビラを見て、「ここって○○中学より△△中学の方が近いやん。なんで○○中学校区です!って書いてんの?」て聞いたら、「お客さん公務員でしょ。そちらのほうが理由をよくご存じなんじゃないですか?」と言われた。 |
| 18 | | 新しく赴任した職員が転居のために不動産屋に相談に行ったとき、「この辺はややこしいところじゃないんで、大丈夫ですよ」と言われた。 |
| 19 | | ある会社の募集に行ったとき「なんで部落って思われるんですか?」聞いたら、「Yという姓と、化粧いつもきれいにしてますよね、部落の人は金があって、ぺたぺた化粧している」。そんな言われ方をしたことがあった。 |
| 20 | | 就職活動をしていたとき、面接で住所を聞かれたので答えると、「同和地区ですね」と言われた。結果は不採用でした。 |
| 21 | | 子どもが就職時に差別を受けた。かけでこそこそとわる口を言われていた。 |
| 22 | | 子どものころ、文具用品を買いに行った時、「よそ者には売らへん」といわれた。また、息子と話をしているとき、地域の外に出ると（仕事）「住んでいるところが良くない」等と地域を差別する言葉を言われると聞いた。 |
| 23 | 1999年10月、○○市内の病院で看護師として働いていたA子さんの結婚に関わって、相手方の親の依頼で身元調査が行われたことによって、結婚が破談となった事件。現職の大阪府警部補が捜査照会書を偽装して不正入手したA子さんの戸籍謄本を知り合いの金融業者に手渡し、興信所を通じてそれを入手した婚約者の両親が、部落差別により結婚に反対。彼女自身は部落出身者ではなかったが、彼女の兄の結婚相手の実家が被差別部落の近くだったというだけ差別された事件。 | |
| 24 | つきあっていた人が、親に話を通すために・・・私のことを興信所で調べたんですよ。ショックでした。「親に承諾を得るために、一応やったんや」と、そんな弁解をされたように覚えています。はっきり「部落の出やから反対されてん」とは言わずに「あかんねん」。それで私の方から「靴屋やからか?」と問い詰めた。 | |
| 25 | 2003年9月、職業紹介業者○○社の会社で電気・電子機器材料の販売を手がける△△社の面接に訪れた福岡県の被差別部落出身者のTさんと、面接官であるS常務とのやりとりのなかで発生した事件。S常務が福岡の出身地はどこかと執拗に聞き出そうとし、それに答えられないとするTさんに対し「部落差別を受けた事があるのか」との問いで事実上出身であることが確認されてしまった事件。 | |
| 26 | 2003年12月、印刷関係○○社が新規学卒者（高校生）の採用時の面接時において、本人の兄弟の有無、親の職業を聞くなどの職業安定法違反の差別面接を行う事件が発生した。「兄弟はいるの、それは誰?お兄さんとかお姉さんとか「お父さんは何をしている人」、またB生徒の履歴書の韓国留学の記述にかかわり「韓国って汚いところでしょ」等と発言。結果的に不採用となる。 | |
| 27 | 私は専門学校を卒業し就職しましたが、その会社を辞め、二度目の就職の時、某会社の面接へ行き無事就職することができました。数年後会社の移転と私自身の結婚で、会社を退職することとなりました。　退職後、数か月たった時、自宅隣の方から、私の勤めていた会社の人事の者という方から電話があり、私がどんな人物か等、色々なことを聞かれたと、言われました。無事に就職できたものの、そういう事実があった事に驚かされました。 | |
| 28 | 約30年前、就職試験の面接のときに親の職業や家族関係を詳しく聞かれた。そして内定をもらってから戸籍謄本を提出するように言われた。 | |
| 29 | ピザ屋さんでアルバイトしている時に、いろんなことがありました。広告を配布する話しの時、○○（地域名）には配布しないと言われました。「クレームが非常に多く、配達が遅いとかのやからがいる」との理由で配布しないとのこと。又、私自身が出身者だということで、シフトを減らされたり、みんなが嫌がる冷蔵庫の仕事を押しつけられ、冷蔵庫に閉じこめられたりもしました。 | |
| 30 | ・1994年6月、山口県○○市。海上自衛隊○○航空基地が中高生を対象とした「自衛隊機体験搭乗」の申込用紙に「本籍」記入を求めていた。 | |
| 31 | 1988年、経営コンサルタント業務を行う親会社のリサーチ部門を請け負うという形で、子会社が差別調査を行うという巧妙な事件が発覚。コンサルティングを受けるという建前の裏で、実際には採用時の身元調査を目的に多くの企業が会員登録していた。顧客リスト1409社のうち665社が採用調査を依頼。 | |
| 32 | 2007年1月、東京に本社がある○○社の大阪事務所が、不動産の折込広告をつくる広告代理店やマンションの開発業者などから依頼を受けて調査する際に、部落の所在地などを詳細に調べ報告していたことが明らかとなった。「△△（施設名）などが目立ち敬遠されるエリア」「要注意地区」「一部問題がある地域」などと報告されていた。 | |
| 33 | 1996年。○○市内の△△社は、小売りチェーン店社員の中途採用の身元調査を請負、対象者が被差別部落出身者であることを報告していた。 | |
| 34 | 大阪の興信所から他人の戸籍謄本の入手を依頼された、東京都内の行政書士、社会保険労務士が職務上の請求と偽り、全国各地の自治体から戸籍謄本を取り寄せては、ファックスで送っていたことが発覚。 | |
| 35 | 不動産の取引や購入、賃貸、物色などにあたって、その物件と部落との関係を尋ねたり、調べたり、教えたりすることが業者間で当然のように行われていた。大阪でマンションなどの建設予定地周辺の立地条件を調査する会社が、部落の所在地などの情報を報告書としてまとめ、依頼主に提出していた。報告書にまとめるさい「地域下位地域」「地域の名前だけで敬遠する人が多い」などの表現を用いて部落の所在地を報告していた。 | |
| 36 | 2011年11月職務上請求書を偽造して戸籍などを不正取得したとして、東京都内の○○社社長や神奈川県の興信所社長、司法書士ら5人が愛知県警に逮捕された。この事件では、10000件にのぼる戸籍などの不正取得の実態が浮き彫りにされ、2012年に入って名古屋地裁が○○社社長に実刑3年、興信所社長に実刑2年6か月、司法書士に罰金250万円を言い渡した。 | |
| 37 | 2006年9月末電子版「部落地名総鑑」が○○（団体名）によって複数の調査業関係者から回収された。回収されたのは第8と第9の「地名総鑑」の電子データが収められたフロッピーディスク。第8の「地名総鑑」は16枚のフロッピーディスクに別れてデータが納められ全国の被差別部落の地名、住所、世帯数などのほか「被差別部落の調べ方」として具体的な調査方法7項目が記載。第9の「地名総鑑」のデータは20枚のフロッピーディスクを回収。番号が28あることから28枚以上あるうちの20枚。 | |
| 38 | 行政書士などによる戸籍謄本などの不正取得事件の取り組みのなかで○○市内の興信所から2種類の新たな「部落地名総鑑」が回収されました。一つはA4版の手書きのコピーで、全国の被差別部落の地名、戸数、人口などが記されているほか、大阪府内については「所在地及び環境」として、各部落ごとに最寄り駅からの道順、範囲、周辺の雰囲気、家並みなどの様子、主な姓なども書かれていました。もう1種類は都道府県別に被差別部落の地名がタイプ打ちされたもので、タイプミスの部分には手書きで修正が加えられ、実際の調査に使われていたことがうかがえるものでした。 | |
| 39 | 京都府○○市内の専門学校が、同校の高等課程に入学した生徒の出身中学校に対して「同和地区の出身者」など四項目について紹介文を送っていたことが発覚した。 | |
| 40 | ずいぶんと前になりますが、村に皮革や毛皮の仕事でにぎやかな頃の話です。高校入試の時の面接で親の職業を書くところがありまして、父に「毛皮やと書いたら絶対にあかんから染色業と書け」と言われました。面接でも「お父さんの職業はなんですか」と聞かれたので「染色業です」と答えたら、「何を染めているのですか」と聞かれて、そこまで考えていなかったのでとっさに京都の織物のことが頭に浮かんで「京都の織物の生地を染めています」答えてしまった。 | |
| 41 | マンションの分譲の案内チラシの案に○○（施設名）並びにその中にある保育所をあえて載せていない。その付近にある保育所や近くのスーパーは写真入りで載せているにも関わらず。 | |
| 42 | 親がマンションを建てる為、銀行に融資のお願いをし、1度は決定したが工事着工2週間前に突然融資できないと連絡!!理由を聞いてもきちんとした回答は得られず、こちらから同和地区だからか?と聞くとかなりあせった様子、最後に○○の関係者だとあかすと、すんなり融資OK。 | |
| 43 | ○○線と△△線では沿線のマンション購入金が14万違う。同じ「□□（地域名）」なのに地区のある所と地価が違う。賃貸マンションの家賃も安い。 | |

３　外国人に関するもの

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 事　　　例　　　の　　　内　　　容 | |
| 44 | 成人式の時にチマチョゴリで参加してその後友だちと食事をして帰りしなに飲食店に寄った時に、私のチマチョゴリを見て何度呼んでも出てきてくれませんでした。 | |
| 45 | 在日コリアンの３世です。○○社の△△カードを「誰でも簡単に作れるので作って下さい」と言われ手続きをしたら作れないと言われました。別に作りたかったわけでもなく声をかけられしつこく頼まれて手続きをしたのに腹が立ちました。理由を聞いてみると内規の都合で言えないと言われました。 | |
| 46 | 私（韓国籍・特別永住者）が妻（日本国籍）と婚姻し、新居を賃貸しようと不動産屋に行ったとき、「奥様の名義で契約されたほうがいい」と言われた。別の不動産屋（同系列）に行った際は、「この大家ならうるさく言わない」と言って、駅から遠いへんぴな場所にあるアパートに連れて行かれた。表札を見ると、ブラジル人やフィリピン人ばかりが居住するボロアパートだった。 | |
| 47 | 結婚して家をさがしたが夫婦両方が民族名だったせいかどこも家をかりられず、しかたなく無理にローンで家を購入した。  ○○（地域名）で家を借りたが、１世の祖父があることで追い出された。 | |
| 48 | 息子が一人暮らしをはじめるにあたって、保護者である私が保証人にならなければいけなかったが、その折に、身分証明書として、在留カードの提出を求められた。特別永住者なので在留カードではないことと、日本人は免許証で良いのに外国籍の場合、それでは駄目なのかを問い合わせたが、外国人の場合は在留カードもしくは特別永住者証になっているの一点張りだった。 | |
| 49 | ２年ほど前になるが、賃貸契約入居時に保証会社の申込みに、保証人は日本人にするよう言われるケースを聞いた。また、身元を証明する書類のコピーの提出にあたり、外国人の場合は、免許証ではなく外国人登録証のコピーを求められた。 | |
| 50 | 2001年7月に南米国籍のAさんが不動産業者から住宅を紹介され、仮契約を交わした。しかし、翌日、「家主が外国人の入居を断ってきた」と電話で断ってきた。 在日韓国・朝鮮人三世のBさんも同年9月に仮契約をしたものの、翌日、外国人の入居を断ってきた。 | |
| 51 | 日本語がわからない子どもへの日本語指導が年に１０回から２５回と少ない。外国の子どもにも同じように義務教育を守ってほしい。 | |
| 52 | 学校の懇談会のとき、（ポルトガル語ではなく）スペイン語の日本人の通訳の方で何も分からなかった。ひどいのは、先生が子どもを通してお母さんに通訳してもらうことがあった。 | |
| 53 | 小学校の入学説明会の時に通訳をお願いしたが、まだ入学していないことを理由に通訳を準備してくれなかった。 | |
| 54 | 日本語が不自由なベトナム人が病院で診察を受けようとしたら、通訳を連れてこないと診察しないと言われた。 | |
| 55 | ポルトガル語の通訳を頼まず病院に行くと、先生が英語で説明をする。外国人だから英語で話したら患者さんが分かってくれるとすごく勘違いをする。 | |
| 56 | 知人の在日ベトナム人が、職場において名札を日本名に変えてほしいといわれる。 | |
| 57 | ○○市にある介護会社が、フィリピンから新規に受け入れるにあたり女性たちに対して公序良俗に反する誓約書を提出させていたり、日本人職員と比べて宿直勤務の多い過酷労働を強いているなどの実態が、7月13日に共同通信が配信した以下のニュースなどで判明した。「関西地域の介護会社が、フィリピン人女性を介護職員として採用する際に、本人が死亡しても会社の責任は問わず、「永久に権利放棄する」との誓約書を提出させていた。」 | |
| 58 | ・私がされたわけでないですが、外国籍者に対する公務員採用に関することで、（大阪府もそうだと思いますが）公務員に採用された外国籍者が管理職になれないことは差別だと思います。 ・教員採用において、同じ職務に従事させながら教諭採用でないのは差別だと思います。また、その上で管理職に任用されない状況もまた差別だと思います。 | |
| 59 | ハローワークで日本語を勉強しながら仕事をたずねたら、ハローワークのスタッフから「日本語がわからない人には、仕事ありません。」と言われた。 | |
| 60 | 友だちと一緒にハローワークにいった。自分は日本語が話せるが、友だちと一緒だったので、通訳してもらった。そのとき、ハローワークのスタッフから「日本語ができないなら仕事がないです、あきらめたら」と言われた。 | |
| 61 | 働いていたが、肌の色が黒いことを理由に「外国人はだめだ明日から来なくて良い」と言われた。 | |
| 62 | アルバイトから働き始めて、一生懸命やっていたら「本採用にしてあげるから、戸籍謄本もってこい」といわれた。外国人登録証を持っていくと「うちはまだそれは認められていないから。帰化したら採用できるけど」などと言われた。 | |
| 63 | 市役所にポルトガル語の通訳がないことがとてもつらい。 | |
| 64 | ・行政や警察の不法就労・不法滞在の防止のキャンペーンで、「見慣れない外国人」という言葉が広報で使われる。 ・府警の交番だよりに、不法就労・不法滞在の防止として、不法滞在者等を発見するための着眼点（一例）として、「日本語を話せない外国人が日用品を購入している場合」「ワンルームマンション等において複数人で生活している」など地域の回覧版で回していた。 | |
| 65 | | 在日韓国人2世の○○さんが△△市内の建設現場に日雇いで就労するにあたって、2009年に雇主から突然通名（日本名）使用を強制された。 |
| 66 | | 女性は若い頃、工場で勤めていた。日本人の社員たちは社長から仲良くしてもらえて食事にも連れて行ってもらえたりしていたが、自分が在日外国人であること、同和地区から通っていることで自分はその輪の中には入れなかった。ただ黙って作業さえすればとにかく給料はもらえるので自分はそれでいいと我慢した。後になって、自分の賃金が日本人たちの賃金よりも少ないことがわかった。 |

４　疾病に関するもの

|  |  |
| --- | --- |
| 番号 | 事　　　例　　　の　　　内　　　容 |
| 67 | 「見た目」に症状(アザ、脱毛症、眼瞼下垂、アルビノなど)がある者です。 スポーツジム(プール)にて、「他のお客様からクレームがあった。今後もプールを利用したいなら、(うつらない病気だという)診断書を提出してほしい。」と言われた。 |
| 68 | 「見た目」に症状(アザ、脱毛症、眼瞼下垂、アルビノなど)がある者です。 温泉(大浴場)でのこと。「他のお客様の迷惑になるので」と利用を拒否された。 |
| 69 | 「見た目」に症状(アザ、脱毛症、眼瞼下垂、アルビノなど)がある者です。 アザをカバーする為のメイクや、脱毛症を隠すためのカツラが校則違反だとして拒否された。 |
| 70 | アルビノ(先天性白皮症)で頭髪を含む全身の色素が無く、白い色をしている者です。  アルビノの場合、色素が無いので上手く日焼けができず、やけどのようになる特性があるので紫外線対策を必要とします。しかし、学校の水泳の授業で屋外プールの場合、見学や屋内避難などの融通を利かせてもらえなくて困ることがあります。(特に公立の小中学校) |
| 71 | アルビノ(先天性白皮症)で頭髪を含む全身の色素が無く、白い色をしている者です。  アルビノの場合、色素が無いので上手く日焼けができず、やけどのようになる特性があるので紫外線対策を必要とします。その関係で、夏場の制服に関して長袖の着用などを認めてほしいが、融通を利いてもらえないです。(特に公立の小中学校) |
| 72 | アルビノ(先天性白皮症)で頭髪を含む全身の色素が無く、白い色をしている者です。  アルビノの場合、色素が無いので上手く日焼けができず、やけどのようになる特性があるので紫外線対策を必要とします。日焼け対策について、１日中屋外で行動する授業で、休憩や屋内避難の理解が得られない。(特に公立の小中学校) |
| 73 | アルビノ(先天性白皮症)で頭髪を含む全身の色素が無く、白い色をしている者です。アルビノの場合、色素が無いので上手く日焼けができず、やけどのようになる特性があるので紫外線対策を必要とします。日焼けしやすいことは、学校現場ではあまり考慮されないように感じます。 |
| 74 | アルビノ(全身の色素が無い・極端に少ない症状)の者です。  就職活動の面接の時、「うちの会社は自社ビルでは無く、雑居ビルなのでたくさんの企業が入っている。他の企業に説明ができない為、迷惑がかかるので採用できない」と言われた。 |
| 75 | アルビノ(先天性白皮症)で頭髪の色も含め、全身の色素が生まれつき無く白い者です。  ショッピングモールに入っているアパレルのショップでのアルバイトの募集で面接に行き、一旦は採用になったものの、翌日にショップから再び連絡があり、「うち(ショップ)としては勤務条件もクリアしているので採用したかったのだが、うちのショップが入っているショッピングモール自体の就業規則に“カラーコード”というものがあり、それに髪の毛の色がひっかかってしまった。元々の髪の毛の色だとして掛け合ってみたが、OKがおりなかったので今回の採用は無かったものとしてください。」と不採用になった。 |
| 76 | アルビノ(先天性白皮症)で頭髪を含む全身の色素が無く、白い色をしている者です。  就職活動や、アルバイトの募集に応募する時、書類審査や履歴書の写真を見て、その段階で落とされて、面接にまで辿りつかない。 |
| 77 | アルビノ(先天性白皮症)で頭髪を含む全身の色素が無く、白い色をしている者です。  職場で新人の指導係になったアルビノ当事者が、職場内で「髪の毛が金髪のような人に指導されたくない。」と新人に発言されて、指導係から降ろされた。 |
| 78 | アルビノ(先天性白皮症)で頭髪を含む全身の色素が無く、白い色をしている者です。  接客を希望しアルバイトの面接を受けた時に、会社から「外見のことをお客様にいちいち説明できない」という理由で不採用となった。 |
| 79 | 「見た目」に症状(アザ、脱毛症、眼瞼下垂、アルビノなど)がある者です。  会社内にて。来客の際、お茶を出そうとしたところ、先輩社員から「お客様が驚くからあなたは顔を出さないで」と言われた。 |
| 80 | アルビノ(先天性白皮症)で頭髪を含む全身の色素が無く、白い色をしている者です。  医療系の学校に入学を希望して見学に行った時、担当教員から、「学校に入りたいのなら、髪の毛を染めないと入れない」と地毛での入学を拒否された。 |
| 81 | 「見た目」に症状がある者です。(アザ、脱毛症、眼瞼下垂、アルビノなど)  飲食店にて、「他のお客様の迷惑になるから」と入店を拒否された。 |

５　セクシャル･マイノリティに関するもの

|  |  |
| --- | --- |
| 番号 | 事　　　例　　　の　　　内　　　容 |
| 82 | エステサロンを申し込もうとしたが、性転換しているので断られた。 |
| 83 | 同性愛者が市営住宅を申し込んだが、他人の同居は認められないと拒否された。 |
| 84 | 性同一性障害であるので、就職活動の書類選考で採用されなかった。 |

６　ホームレスに関するもの

|  |  |
| --- | --- |
| 番号 | 事　　　例　　　の　　　内　　　容 |
| 85 | ○○区にある○○のカフェでホームレスの人が店舗から追い出されていました。誰でも自由に入れるはずのスペースなのにスタッフが見た目で追い出していた。 |

７　刑を終えた人に関するもの

|  |  |
| --- | --- |
| 番号 | 事　　　例　　　の　　　内　　　容 |
| 86 | 矯正施設退所者(刑務所出所者)の地域生活への移行支援の中で、入所施設の関係者から、刑を終えた人の対応について、受け入れができないと断られた。 　理由としては、①近隣に迷惑をかけるなどの再犯となると、施設運営に支障をきたす。②更生プログラムなど対応するノウハウがない。③利用者及び家族が「怖い」などを理由に反対している。④支援は女性スタッフ一人で行う場合があり、支援に行かせることが心配。また、スタッフが支援対応を拒むことがある。⑤施設内での規律が乱れる恐れがある。 |
| 87 | 刑務所を出所し、働きたいと面接などしているが、採用されない。また、採用されても長続きしない。理由として、入れ墨など文身があり、汗をかいたりすると服の下から写ってしまうことで、周りから噂される。そのことで、居づらくなりやめてしまう。 |
| 88 | ・○○職業安定所職員による情報漏えい事件　2001年2月に発覚。被害者は、職業相談の中で、過去に服役した事実を話し、応募先に伏せておいてほしいと伝えた。しかし、職員は採用先の代表者にそのことを伝え、面接前の段階で採用を断られた。 |

８　その他

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 事　　　例　　　の　　　内　　　容 | |
| 89 | ・女性専用車両　・映画館の毎週水曜日女性のみ１０００円　・飲食店でのレディースセット　・ゲームセンターのプリクラコーナー男性入場禁止　・居酒屋等の女性グループのみ割引　・食べ放題の値段が男女で違う | |
| 90 | 生活保護を受けていることを理由に、大家や不動産仲介業者から快適な居住の保障がされなかった。 | |
| 91 | 私自身の体験です。府内の○○市において、かつて不登校で適応指導教室に通っていた事がある者については、当該市において適応指導教室のボランティアスタッフとして働くことができないと言われました。 | |
| 92 | 刺青や小指がないことで仕事に就くことが困難である。 | |
| 93 | 就職で結婚と子どもの有無を聞かれ、母子家庭であると言うと辞退させられた。 | |
| 94 | 就職差別①年令差別　若すぎてダメ残業できないから、年とりすぎてダメ　②男女差別　応募しようとしたら、過去に女性しかとっていないのでおそらく男性はダメといわれた。 | |
| 95 | | 電車の女性専用車両と改善方法について 女性専用車両は継続すべきでしょうが、ならば「男性専用車両」も作っていただきたいです。そうすることで、男性の痴漢冤罪も減少します。 |
| 96 | | 入院前問診表の中に、社会生活についての問いがありセンシティブな個人情報を含む質問項目がある。問診表を再検討の上、必要最小限度する。 |
| 97 | | ○○市が労組の構成員に対して思想信条の自由を侵して思想調査を迫った一件などは明白に差別事例と看做すことができよう。 |